

第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所国民審査 について(お知らせ)

『あるけん！行くけん！選挙権！』



投票日時

令和6年10月27日(日曜日) 午前7時から午後7時まで

※ 当日、投票所に行くことができない場合は、期日前投票や不在者投票により投票することができます。詳細は裏面をご覧ください。

投票できる方

平成18年10月28日までに生まれ、令和6年7月14日までに杵築市に住民登録の届出をし、引き続き杵築市に在住している方。

※ 令和6年7月15日以降に杵築市に住民登録の届出をした方は、前住所地の選挙人名簿に登録されていれば、前住所地で投票できます。

投票所入場券

投票所入場券は、公示日の10月15日(火曜日)以降なるべく早めに到達するよう、各有権者宛に郵送する予定です。

なお、お手元に届いていない場合であっても、選挙人名簿で本人の確認ができれば投票を行うことができますので、投票所係員にその旨をお伝えください(本人確認書類等の提示を求める場合があります。)。

投票区及び投票所

投票区及び投票所は、後日送付する投票所入場券にてご確認ください。

投票の順序・方法

投票用紙は3種類あり、次の順番で投票します。

- ① 小選挙区選出議員選挙…候補者の氏名を書いて投票します。
- ② 比例代表選出議員選挙…政党名を書いて投票します。
- ③ 最高裁判所裁判官国民審査…やめさせたいと思う裁判官について、その氏名の上の欄に「×」を書いて投票します。



開票

場所 杵築小学校体育館

日時 令和6年10月27日(日曜日) 午後8時30分から

(裏面へ)

当日選挙に行くことができない方は、以下の方法により投票できます。

期日前投票

仕事や旅行、冠婚葬祭、病気等の理由で、投票日に投票所に行けない見込みの方は、期日前投票をご利用ください。

期日前投票は、投票所入場券に記載している投票区を問わず、下記の場所で行うことができます。なお、山香・大田庁舎については、期間及び時間が短縮されていますのでご注意ください。

※ 投票所入場券の裏面が「期日前投票宣誓書」となっていますので、事前に必要事項を記入のうえ期日前投票所にお持ちくださると、スムーズに投票ができます。

杵築市役所本庁舎 玄関ホール	10月16日(水曜日)から10月26日(土曜日)まで 午前8時30分から午後8時まで
杵築市役所山香庁舎 ギャラリーホール	10月20日(日曜日)から10月26日(土曜日)まで 午前8時30分から午後7時まで
杵築市役所大田庁舎 玄関ホール	

不在者投票

一定の要件を満たす方については、不在者投票を行うことができます。

不在者投票の受付は、杵築市役所本庁舎2階の杵築市選挙管理委員会事務局でのみ行います。

指定施設での不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定した施設(病院・老人ホーム等)に入院・入所している方は、その施設内で不在者投票を行うことができます。施設によって投票を実施する日が異なります。詳しくは各施設へお問い合わせください。

市外の滞在先での不在者投票

仕事などで杵築市以外に滞在している方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会では不在者投票ができます。郵送等に日数を要しますので、お早めに杵築市選挙管理委員会へ投票用紙等を請求してください。

郵便等による不在者投票

身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちで特定の要件に該当する方、又は介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方は、事前に杵築市選挙管理委員会が発行する「郵便等投票証明書」の交付を受けたうえで、投票日の4日前までに投票用紙を請求する事により、自宅等で投票することができます。詳しくは、下記までお問い合わせください。

＜お問い合わせ先＞

杵築市選挙管理委員会事務局 ☎ 0978 - 62 - 1813 (直通)